第2回 壱岐市洋上風力発電等導入検討協議会・勉強会 主な意見とその対応

発言者	意見	対 応
オブザーバー	「導入可能性エリア」まで設定することは、環境省が想定するゾーニング実証事業の成果と比較して先進的、意欲的であると感じる。一方で、事業性・施工性に関する事項等は、事業主体が検討する項目であることから、発電事業者が想定する洋上風力発電の規模や事業内容を想定して議論を進めなければ、ゾーニング後の発電事業者誘致が円滑に進まない可能性がある。 また、本日の協議会では「候補エリア(案)」について、様々な意見が出た。このことからも、本年度中に「導入可能性エリア」まで検討を進めることは、時期尚早であるように感じる。事務局は、本ゾーニング実証事業の最終成果として「導入可能性エリア」を提示するのかを再度検討する必要があると考える。	
オブザーバー	候補エリア (案) について、事業性を鑑みた場合、今の規模では狭く感じる。事業者としては、300MW 以上の規模が確保できないと採算取れないように思われる。(協議会終了後の意見)	
オブザーバー 会長	「候補エリア(案)」ごとに効果を考えたり、優劣をつけるよりも、壱岐市全体に及ぶ効果、「候補エリア(案)」全てにおいて洋上風力発電施設の建設が可能となった場合の対応の検討が重要と考える。現在提示している、「候補エリア(案)」全てで風力発電を実施すればいいのではないか。そうした観点からすると、地域活性化の内容整理や早期事業化に向けた情報整理は、「候補エリア(案)」ごとではなく市全体として実施すべきと考える。	ついても整理を行い、それぞれのエリア地先が持つ特徴や課題を明確にしていきたいと考えています。
構成員	景観調査において、現況では主要な眺望点を対象に評価しているが、住民が普段眺望する景観についても影響のない範囲の検討する必要があると考える。	景観については、「主要な眺望点からの眺望範囲」を、「適地エリア抽出の際に留意すべき範囲等」としてエリア設定に利用しています。仮に、「住民が普段眺望する範囲」をゾーニングのエリア設定に用いた場合、沿岸域大部分が含まれこととなります。しかし、沿岸域では既に共同漁業権の範囲として「適地エリア抽出の際に留意すべき範囲等」が既に設定されているため、「住民が普段眺望する範囲」は、エリア設定には利用しないものとしました。但し、ご指摘のとおり、地域住民の普段生活する場所からの眺望についても、環境影響評価等では評価対象とされており、事業実施に際しては影響の程度を把握し、必要に応じて保全措置を講じる必要がある。従って、住宅等の位置からの眺望に影響が大きい範囲の作図を行い、参考資料としてゾーニング報告書に掲載します。
構成員	景観に関する調査について、「No.7 海豚鼻灯台」からの眺望範囲が実態に則していないように感じる。	「No.7 海豚鼻灯台」からの眺望範囲は、現地で再確認を行ったところ、ご指摘の通り、海域を広範囲に眺望可能な地点が存在しましたので、写真撮影等を含めて修正致しました。 RM

発言者	意見	対応
会長	漁船のレーダーへの影響は、重要な課題であると考える。風力発電施設のレ	海外の事例では、林立する風車によってレーダー電波
	ーダーへの表示のされ方などぼ情報を収集し、次回以降の協議会で周知するこ	NAME OF THE PARTY
	と。	り(偽像の発生)、映像の一部が消失する現象が起きるこ
		とが確認されています。このため、国土交通省において
		鹿島港における既設風車を利用した実証試験が行われ、
		以下の結果が得られています。
		感度-45~-55dBm の場合 (感度を落としている場合)、
		風力発電施設は十分に映っていない。
		感度-60~-70dBm の場合、7 基の風力発電施設すべてが
		映っている。
		感度-75~-85dBm の場合 (感度を上げている場合)、近 出典:「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドラ イン【案】」(平成 27 年 3 月, 国土交通省 港湾局)
		距離に位置する風力発電施設は海面や陸上からの反射波の風には、大きな大きないのは、大きないのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そ
		に生むれて刊別できない。
		なお、風車の周辺に強反射体となる構造物が存在する場合には、鏡面反射偽像等の影響が出る可能性もありますが、沖合部での風
		車設置の際には大きな影響はないものと推測されます。
構成員 会長	「候補エリア(案)③」は、500隻の漁船が往来する海域となっている。当	7.61
	該エリアを「候補エリア」に設定することは避けた方が良いと考える。また、	主な定期航路
	主要な定期航路と重複しているが、避ける必要はないのか。	ア案の北端を横断することとなります。また、
		郷ノ浦地区より左回りで七里ヶ曽根方面へとは、「はん」とはは、これでは、大大では、大大では、大大大の大大大の大大大の大大大の大大大の大大大の大大大の大大大の大大大の大大
		航行する際にも、候補エリア案の南西端を横断 (候補エリア (案) ③
		することとなります。
		一方、風車と風車の間隔は500~1,000m以上 確保されるため、風車と風車の間を通行するこ
		確保されるため、風車と風車の間を通行することは十分に可能であり、漁船の航行に大きな支
		とは十分に可能であり、無船の加1に入さな文 障を生じることはないものと想定し、エリア設 郷ヶ庸地区から七里ヶ島根方面
		定の際に航路分を開ける必要はないと判断し
		+1+
		** *** *** *** *** *** *** *** *** ***
		院 攻が、 伝達 エリア ① の 南端 な 接紙 「伝達 エリ
		ア③の南西端を横断しています。
		事業実施に際しては、主要な航路への風車建
		型けたはスク亜がなるし来うておりますが 1 / 1
		図 候補エリア(案)の配置と漁船の操業に伴う航路との関係 ずれもエリアの端部であり、風車と風車の間隔
		は 500~1,000m 以上確保されるため、風車と風車の間を通行することは十分に可能なことより、エリア設定の際に航路分を開ける必
		要はないと判断しました。
		ただし、事業実施段階では、実際の風車間の間隔を踏まえ、海域利用者との調整が必要と考えられるため、留意事項としてゾーニ
		ング報告書には掲載したいと考えます。
構成員	洋上風力発電の導入を促進するには、壱岐市としてのビジョンを明確にする	「資料3 壱岐市における再生可能エネルギーに対する基本方針」にて説明。
	必要があると考える。もう少し具体的なイメージを持ったうえで協議を行って	
	いきたい。	
	<u>. I </u>	.1